

第7回線引き見直しに向け 中間報告の内容と方向性は

二見昇

問 第6回線引き見直しで進めてきた深谷落合地区の特定保留区域の指定は、権利者の合意形成が困難との理由から見送られた。その後の市の中間報告によると、今後は第7回線引き見直しで、これまで目指してきた特定保留区域ではなく、一般保留区域の指定へ向け、落合・吉岡地区に名

称変更することと併せ、県との調整を進めているとのことであるが、その理由は。また、同様に特定保留区域の指定を目指していた吉岡西部地区も、市街化調整区域のまま土地利用を進めると方針が変更された。そのようなことがで

備の見通しが立たなかったことから、特定保留区域の指定を見送った。このことから、第7回線引き見直しでは、区域や面積、対象権利者を特定しない一般保留区域の指定を目指し、現在、県と調整している。名称変更は、住居表示により区域内の大字に深谷が存在しなくなったことや、吉岡の名称があるにもかかわらず反映されていない状況を解消するため見直したものである。また、吉岡西部地区は、県開発審査会の提案基準による建築物の用途や土地収用法などの現行法令範囲内で土地利用の誘導を図っていきたい。

問 敬老会は各自治会が工夫を凝らし、文化会館小ホールや地区センターなどで開催している。毎年、敬老会の対象となる75歳以上の方や補助金が増えているものの、参加は対象者全体の約4分の1に留まっている。より多くの参加が望まれる中、開催に当た

どう考えているのか。また、高齢者と児童との世代間交流は、高齢者が元気に暮らすための生きがいとなる。将来的には、敬老会の中で太鼓や歌などを通じて児童と楽しく交流できるよう、先生方に負担のない平日に学校施設を貸し出すことはできないか。

答 敬老会の会場が手狭になっていることや準備に当たるとも大きくなっていることは把握している。課題解決と参加率向上には、各自治会で特色ある事業の開催方法などを検討していただきたいと思っており、市としても、健康と長寿をお祝いし元気に暮らしていただけるよう、できる限り支援していきたい。また、児童・生徒が高齢者と交流することは、感謝や尊敬、思いやり

「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センターの会員が配布しています。お手元に届かない場合は、同センター（☎70-3088）へご連絡ください。

次号は、改選期のため議員紹介と併せて、6月1日に発行します。

議会の動き

- 11月
 - 20日 議会全員協議会・議会運営委員会・議会改革検討協議会
 - 27日 12月定例会本会議（初日）・議会運営委員会・議会全員協議会
- 12月
 - 1日 市民福祉常任委員会
 - 2日 経済建設常任委員会
 - 3日 総務教育常任委員会
 - 5日 基地対策特別委員会
 - 10日 12月定例会本会議（第2日）
 - 11日 12月定例会本会議（第3日）・議会運営委員会
 - 16日 12月定例会本会議（最終日）・議会運営委員会・議会全員協議会・議会報編集委員会
 - 1月
 - 20日 議会全員協議会
 - 28日 議会報編集委員会・県央八市議会議員合同研修会（伊勢原市民文化会館）

委員会の行政視察

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

議会運営委員会

視察日程・11月6日～7日
【大分県大分市】
▽議会改革について



大分市役所にて

市議会本会議の様子をインターネットで!

本会議中の議場の様子をそのまま公開する「生中継」と、過去の本会議から見たい場面を検索する「録画中継」を配信しています。

- ① 市議会ホームページにアクセスします。
- ② **本会議インターネット中継** をクリックします。
- ③ **本会議インターネット中継（別ウィンドウが開きます）** をクリックします。
- ④ 《生中継》《録画中継》のどちらを見るか選択



《生中継》
本会議開催中に「生中継を見る」をクリックすると、視聴できます。
《録画中継》
「録画中継を見る」をクリックし、次に進みます。
※録画中継は、生中継終了後4日程度（土・日・祝日除く）でご覧になれます。

- ⑤ 見たい定例会・臨時会と開催日を選択



定例会・臨時会名をクリック→開催日 から視聴したい日程をクリックします。
「検索画面へ」をクリックし、議員名などからの検索もできます。

- ⑥ 見たい映像を選択

見たい映像の「再生」ボタンをクリックすると、録画中継が視聴できます。

公職選挙法による禁止行為

- ◆議員の寄付禁止
- ◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めるとも禁止されています。

時候のあつたつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰せられます。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

